育児休業延長許容届

本届出は入園申込み時点で
「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる方」用の書類です。

本届出に記入の上、申込み書類と同時に提出してください。

本届出を提出した児童については、**調整指数17番（令和9年度入園のしおりP.37）を減算したうえで、保育所等の利用調整を行います。**

本届出を提出すると、保育所等の入所の可能性が著しく低くなります。

育児休業の延長も許容できる児童についてご記入ください。**（※注）**

該当の申請年月	令和　　年　　月　　入園分	該当の申請年月	令和　　年　　月　　入園分
児童氏名①	フリガナ	児童氏名②	フリガナ
生年月日	令和　　年　　月　　日生	生年月日	令和　　年　　月　　日生
第１希望園		第１希望園	
クラス年齢	歳児クラス	クラス年齢	歳児クラス

（※注）兄弟同時に申込みする場合は、<u>入所の可能性が著しく低くなってもよい児童の名前のみ記載</u>ください。
入園希望の児童の名前を本届出に記載すると、入所の可能性が著しく低くなりますので、ご注意ください。

＜確認事項＞

◆保護者が育児休業中の場合のみ、本届出を提出できます。
（育児休業中であることが就労証明書で確認できる場合に限ります。）

◆本届出を提出する場合においても申込書類一式が必要となります。
<u>なお、育児休業の延長も許容できる方の就労証明書がない場合、本届出の提出はできません。</u>

◆<u>本届出を提出する場合、４月入園二次募集から申込みを受付します。（一次募集では提出不可）</u>

◆本届出を提出した場合であっても、必ず待機となることを約束するものではなく、入園を希望した保育所等に空きがあれば内定となります。

◆利用調整の結果、待機となった場合は、「利用調整結果通知書（待機）」を利用調整結果発表にあわせてご自宅に郵送します。なお、内定を辞退した場合は、「利用調整結果通知書（待機）」の発行は出来かねます。

◆「利用調整結果通知書（待機）」は通常、申込月初月のみ発行していますが、「利用調整結果通知書発行申請書（区様式）」をご提出いただくことで、同年度の申込月以降の特定月についての「利用調整結果通知書（待機）」を発行することが可能です。詳しくは、区ホームページをご確認ください。

◆本届出を提出後に、通常の選考に切替えたい場合は、「保育所等利用申込の希望変更届（区様式）」の提出が必要になります。

◆保育所等利用申込書の利用希望園欄に、児童の対象年齢クラスを実施していない施設を記載した場合、当該の施設は利用希望園欄から削除します。
（例：０歳児クラスの児童が０歳児未実施園を希望した場合、その園は削除し下位の園を繰り上げます。）

◆<u>本届出を提出し待機となった場合は、保育の必要性の認定の対象外となります。</u>
そのため、教育・保育給付認定決定通知書は発行されません。なお、本届出を提出後に、育児休業からの復職に伴い、就労事由として別途保育の必要性の認定申請を希望する場合は、通常選考への切り替え、または、保育所等利用申込みの取下げが必要となります。

上記内容を、すべて承諾した上で提出します。

記入日 令和　　年　　月　　日

署　名